緑区自主企画事業補助金交付要綱

（趣 旨）

第１条　区長は、区の特性及び区民の意向等を踏まえ、地域の活性化及び地域における課題の解決等を推進するため、区民が自主的に行う事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和６０年千葉市規則第８号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該事業を実施するものに対し、補助金を交付する。

（補助事業、経費及び補助額等）

第２条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、千葉市区自主企画事業運営要綱で掲げる事業（以下「区自主企画事業」という。）のうち、次の各号に掲げるものから当該年度において区長が定めるものとし、 補助対象者、補助対象経費、補助率及び補助限度額等は別表のとおりとする。

（１）地域活性化支援事業

ア　地域づくり活動支援事業

イ　区テーマ解決支援事業

ウ　地域拠点支援事業

（２）緑区ふるさとまつり事業

（３）緑区まちカフェライブ事業

（交付の申請）

第３条　規則第３条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、指定の期日までに、補助事業の区分に応じ、次の書類を区長に提出するものとする。

（１）　地域活性化支援事業

ア 緑区自主企画事業（緑区地域活性化支援事業）補助金交付申請書（様式第１号）

イ 事業計画書（様式第３号）

ウ 収支予算書（様式第４号）

エ その他区長が必要と認める書類

（２）　緑区ふるさとまつり事業

ア 緑区自主企画事業（緑区ふるさとまつり事業）補助金交付申請書（様式第２号）

イ 事業計画書

ウ 収支予算書

エ 実行委員会規約又は会則

オ 実行委員会構成員名簿

カ その他区長が必要と認める書類

（３） 緑区まちカフェライブ事業

ア 緑区自主企画事業（緑区まちカフェライブ事業）補助金交付申請書（様式第２－２号）

イ 事業計画書

ウ 収支予算書

エ 実行委員会規約又は会則

オ 実行委員会構成員名簿

カ その他区長が必要と認める書類

（交付の条件）

第４条　規則第５条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更をする場合には、あらかじめ区長の承認を受けること。ただし、経費の配分については、事業の趣旨・目的に支障を及ぼさないと認められる変更であって変更額が補助対象経費の総額の１０分の１に満たないものについてはこの限りでない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ区長の承認を受けること。

(3) 事業が計画どおり実施できない場合又は事業の実施が困難となった場合には、速やかに区長に報告し、その指示を受けること。

(4) その他区長が必要と認める事項

（交付決定通知）

第５条　規則第６条の規定による通知は、緑区自主企画事業補助金交付決定通知書（様式第５号）によるものとする。

（変更等の承認申請書）

第６条　第４条第１号又は第２号の規定により承認を受けようとするときは、緑区自主企画事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第６号）に、次に掲げる書類を添付して区長に提出しなければならない。

(1) 事業変更計画書

(2) 変更計画に係る収支予算書

(3) その他区長が必要と認める書類

２　区長は、前項の申請書及び添付書類により内容を審査し、補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更、事業の中止又は廃止を承認したときは、緑区自主企画事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第７号）により通知し、承認しないときは、緑区自主企画事業変更（中止・廃止）不承認通知書（様式第７号の２）により通知するものとする。

（交付の請求）

第７条　規則第１６条第１項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、緑区自主企画事業補助金交付請求書（様式第８号）に、緑区自主企画事業補助金交付決定通知書（様式第５号）の写しを添付して区長に提出しなければならない。

２　規則第１６条第２項において準用する同条第１項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、緑区自主企画事業補助金一括事前交付請求書（様式第９号）に、緑区自主企画事業補助金交付決定通知書（様式第５号）の写しを添付して区長に提出しなければならない。

（実績報告）

第８条　規則第１２条の規定により報告しようとするときは、事業完了後速やかに、緑区自主企画事業実績報告書（様式第１０号）に、次に掲げる書類を添付して区長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他区長が必要と認める書類

（額の確定通知）

第９条　規則第１３条の規定による通知は、緑区自主企画事業補助金額確定通知書（様式第１１号）によるものとする。

（決定の取消通知）

第１０条　規則第１７条第３項において準用する第６条の規定による通知は、緑区自主企画事業補助金交付決定取消通知書（様式第１２号）によるものとする。

（返還命令）

第１１条　規則第１８条第１項又は第２項の規定による返還命令は、緑区自主企画事業補助金返還命令書（様式第１３号）によるものとする。

（補則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

２　緑区区民ふれあい事業補助金交付要綱（平成７年４月１日施行）は、平成２５年３月３１日をもって廃止する。

３　別表の規定にかかわらず、令和２年度に地域活性化支援事業において第５条の規定による通知を受けた者に係る補助金額及び補助期間その他必要な事項は、区長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２６年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年１月１４日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和８年１２月１日から施行する。

２　この要綱の施行日前の要綱第５条の規定による交付決定通知を受けた事業については、なお従前の例による。

別表

1　地域活性化支援事業

地域活性化に資する独自の取り組みや地域課題の解決に向けた自主的な活動を行う団体に対して支援を行う事業

（1）地域づくり活動支援事業	
補助事業	町内自治会等が実施する地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動事業
補助対象者	町内自治会 ボランティア団体 市民活動団体 ＮＰＯ法人 市内の高等学校の生徒及び教員又は大学の学生及び教員（以下「学生等」という。）で構成される団体 商業団体 その他区長が適当と認める団体
補助対象経費	報償費（団体内又は単価５万円を超えるものを除く。）、旅費、消耗品費、食糧費(当該団体における親睦のための飲食に要するものを除く。)、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料、委託料（事業の全部又は主要部分の委託に係る経費を除く。）、施設・機材等の使用料及び賃借料、備品購入費（補助対象経費の２分の１以内、限度額１０万円。）、負担金
補助金額	補助対象経費から当該補助金以外の収入額を控除した額（以下「補助金対象額」という。）に１０／１０を乗じて得た額（200,000 円を上限とする。）とする。 なお、千円未満の端数はこれを切り捨てる。
補助期間	補助期間は最大３年とする（毎年度の申請及び審査を必要とし、審査により事業の採択を行わないものとすることができる。）。

（２）区テーマ解決支援事業	
補助事業	緑区が設定するテーマに基づき、町内自治会等が実施する地域づくり活動事業
補助対象者	町内自治会 ボランティア団体 市民活動団体 ＮＰＯ法人 学生等で構成される団体 商業団体 その他区長が適当と認める団体
補助対象経費	報償費（団体内又は単価５万円を超えるものを除く。）、旅費、消耗品費、食糧費(当該団体における親睦のための飲食に要するものを除く。)、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料、委託料（事業の全部又は主要部分の委託に係る経費を除く。）、施設・機材等の使用料及び賃借料、備品購入費（補助対象経費の２分の１以内、限度額１０万円。）、負担金
補助金額	補助対象経費から当該補助金以外の収入額を控除した額（以下「補助金対象額」という。）に１０／１０を乗じて得た額（300,000 円を上限とする。）とする。 なお、千円未満の端数はこれを切り捨てる。
補助期間	補助期間は最大３年とする（毎年度の申請及び審査を必要とし、審査により事業の採択を行わないものとすることができる。）。

（３）地域拠点支援事業	
補助事業	地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を行うための拠点整備事業
補助対象者	町内自治会 ボランティア団体 市民活動団体 ＮＰＯ法人 学生等で構成される団体 商業団体 その他区長が適当と認める団体
補助対象経費	ア　改装費及び事業開始経費 地域拠点の整備に必要な改装費及び事業開始に必要な経費 報償費（団体内又は単価５万円を超えるものを除く。）、旅費、消耗品費、印刷製本費、修繕料、光熱水費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料、委託料、施設・機材等の使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費 イ　家賃 地域拠点の確保に必要な家賃
補助金額	ア　改装費及び事業開始経費補助 補助金の額は、補助対象経費（500,000 円を上限とする。）に以下の補助率を乗じて得た額（補助金対象額を上限とする。）とする。 なお、千円未満の端数はこれを切り捨てる。 （ア）　学生等で構成される団体と連携する場合　　１０分の１０ （イ）　その他　　２分の１ イ　家賃補助 補助金の額は、補助対象経費（1,200,000 円（月額 100,000 円）を上限とする。）に以下の補助率を乗じて得た額（補助金対象額を上限とする。）とする。 なお、千円未満の端数はこれを切り捨てる。 （ア）　学生等で構成される団体と連携する場合　　１０分の１０ （イ）　その他　　２分の１
補助期間	ア　改装費及び事業開始経費補助　１事業につき１回（初年度に限る。） イ　家賃補助 補助期間は最大３年とする（毎年度の申請及び審査を必要とし、審査により事業の採択を行わないものとすることができる。）。

［ 留意事項 ］

1　同一の補助事業により、第２条（１）に掲げる各支援事業の補助金を重複して受けることはできない。

2　万一、補助金を交付しないことによって補助対象者等に損害等が発生した場合であっても、補償等は一切行わない。

2　緑区ふるさとまつり事業

緑区ふるさとまつり実行委員会が区民相互の交流・ふれあいによる地域の活性化と区民意識の醸成を図ることを目的としたまつりを開催する事業

補助対象者	緑区ふるさとまつり実行委員会（区町内自治会連絡協議会その他区内の各種団体の代表者等を委員として組織する団体）
補助対象経費	報償費、旅費、消耗品費、食糧費（当該団体における親睦のための飲食に要するものを除く。）、印刷製本費、修繕料、通信運搬費、手数料、広告料、保険料、委託料、施設・機材等の使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金
補助率	補助対象経費から当該補助金以外の収入額を控除した額の10分の10
補助限度額	別に区長が定める額

3　緑区まちカフェライブ事業

緑区まちカフェライブ実行委員会が区民相互の交流・ふれあいによる地域の活性化と区民意識の醸成を図ることを目的としたイベントを開催する事業

補助対象者	緑区まちカフェライブ実行委員会
補助対象経費	報償費、旅費、消耗品費、食糧費（当該団体における親睦のための飲食に要するものを除く。）、印刷製本費、修繕料、通信運搬費、手数料、広告料、保険料、委託料、施設・機材等の使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金
補助率	補助対象経費から当該補助金以外の収入額を控除した額の10分の10
補助限度額	別に区長が定める額

様式第１号

年　　月　　日

緑区自主企画事業（緑区地域活性化支援事業）
補助金交付申請書

（あて先）千葉市緑区長

申請団体	団体・グループ名 住　　所 代表者職氏名（※）	（※）法人の場合及び法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。		
	電話番号 （携帯電話）	－　　－ －　　－	ＦＡＸ Ｅ mail	－　　－
	設立（活動開始）年月日	年　　月　　日	構成員数（会員数）	人
	ホームページ	無　・　有　　【ＵＲＬ】		
	活動趣旨・目的			
	活動内容・実績			
	助　成　実　績	（過去５年間に他団体（本市を含む）からの助成実績等がある場合に記入）		
申請事業	事　　業　　名			
	支 援 コ ー ス	（申請する支援コースを１つ選んで○をしてください） Ⅰ地域づくり活動支援　　Ⅱ区テーマ解決支援　　Ⅲ地域拠点支援		
	共催・後援・協賛等	無　・　有　→　共催・後援・協賛・協力　［　　］		
	補助金交付申請額	円		
	事 業 総 経 費 （対象事業費）	［収入総額（見込み）］　　円 ［支出総額（見込み）］　　円		
	実施時期　・　期間	年　　月　　日　　～　　年　　月　　日		
添　付　書　類		１．事業計画書 ２．収支予算書 ３．その他区長が必要と認める書類		

＊代表者以外の方が連絡担当者になる場合、下記もご記入ください。

連絡担当者	役　　職		氏　　名	
	電話番号 （携帯電話）	－　　－ －　　－	Ｆ　Ａ　Ｘ Ｅ mail	－　　－
	住　　所			

＊緑区自主企画事業補助金要綱ならびに緑区地域活性化支援事業に係る実施要領等の関係法令等を熟読の上申し込みます。

様式第２号

年　　月　　日

緑区自主企画事業（緑区ふるさとまつり事業）
補助金交付申請書

（あて先）千葉市緑区長

年度緑区自主企画事業補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第３条の規定により、次のとおり申請します。

（申　請　者） 団　体　名 住　　所 代表者職氏名（※）		（※）法人の場合及び法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
補助金交付申請額		円
交付を受けたい時期		年　　月　　日
事業の	着手予定年月日	年　　月　　日
	完了予定年月日	年　　月　　日
添　付　書　類		１．事業計画書 ２．収支予算書 ３．実行委員会規約又は会則 ４．実行委員会構成員名簿 ５．その他区長が必要と認める書類

様式第２－２号

年　　月　　日

緑区自主企画事業（緑区まちカフェライブ事業）
補助金交付申請書

（あて先）千葉市緑区長

年度緑区自主企画事業補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第３条の規定により、次のとおり申請します。

（申　請　者） 団　体　名 住　　所 代表者職氏名（※）		（※）法人の場合及び法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
補助金交付申請額		円
交付を受けたい時期		年　　月　　日
事業の	着手予定年月日	年　　月　　日
	完了予定年月日	年　　月　　日
添　付　書　類		１．事業計画書 ２．収支予算書 ３．実行委員会規約又は会則 ４．実行委員会構成員名簿 ５．その他区長が必要と認める書類

様式第３号の１

団体名	

事業計画書Ⅰ

応募する活動・事業について

事　業　名	
目　的 （解決したい地域課題など）	
取　組　内　容	
実施スケジュール	

実施場所・地域	
対象者数（見込み）	※算出根拠も記載してください。
事業実施に当たっての地域や他団体との連携	無　・　有　→　団体名〔　　〕 （有の場合、具体的な連携内容を記載してください。） （無の場合、その理由を記載してください。）

区民の皆さんに、事業を知ってもらうため、あるいは事業に参加・協力してもらうために、どのような広報活動を行う予定ですか。
応募する活動・事業の終了後に、地域がどのようになることを期待しますか。
今後の事業展開（今回の活動の成果をどのように発展させていこうと考えていますか。）

様式第３号の２

団体名	

事業計画書Ⅱ

（過去にこの補助金もしくは緑区まちそだて事業補助金を受けた団体）

過去に補助金を受けた年度	
金　　額	
事　業　名	
過去に補助金を受けた活動・事業の成果	
過去に補助金を受けた活動・事業における課題	
今年度申請する事業について、過去の課題を受けて改善、又は拡大した項目について○をつけ、その内容について記入してください。	
（項　目）　１　事業の対象　　２　実施場所・地域　　３　実施体制 ４　広報　　５　その他（　　）	
（改善・拡大した内容）	

様式第４号の１

Ⅰ地域づくり活動支援コース・Ⅱ区テーマ解決支援コース

団体名	

収 支 予 算 書

１　収入

収入科目	金額（円）	内　　訳
市補助金		
寄 付 金		
参 加 費		
雑 収 入		
そ の 他		
収入計		

２　支出

支出科目	金額（円）	内　　訳
報償費		
旅　費		
消耗品費		
食糧費		
印刷製本費		
光熱水費		
通信運搬費		
手数料		
広告料		
保険料		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
負担金		
その他		
支出計		

注）以下のような助成金の使用は対象としません。

・団体内、又は単価５万円を超える謝礼金
・会員間での親睦のための食糧費
・事業の全部、又は主要部分の委託に係る経費
・補助対象経費の２分の１、又は１０万円を超える備品購入費

様式第４号の２

Ⅲ地域拠点支援コース

団体名	

収 支 予 算 書

１　収入

収入科目	金額（円）	内　　訳
市補助金		
寄 付 金		
参 加 費		
雑 収 入		
そ の 他		
収入計		

２　支出

支出科目	金額（円）	内　　訳
報償費		
旅　費		
消耗品費		
印刷製本費		
修繕料		
光熱水費		
通信運搬費		
手数料		
広告料		
保険料		
委託料		
使用料及び賃借料		
工事請負費		
原材料費		
備品購入費		
その他		
支出計		

注）以下のような助成金の使用は対象としません。

・団体内、又は単価５万円を超える謝礼金

様式第５号

千葉市指令　第　　号

様

緑区自主企画事業補助金交付決定通知書

年　月　日付けで申請のあった緑区自主企画事業補助金の交付について、下記のとおり決定したので、千葉市補助金等交付規則第６条の規定により通知します。

年　月　日

緑区長

補助金交付決定額	円
補助金交付予定時期	年　月　日
事　業　名　等	
交　付　条　件	１．補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更をする場合には、あらかじめ区長の承認を受けること。ただし、経費の配分については、事業の趣旨・目的に支障を及ぼさないと認められる変更であって変更額が補助対象経費の総額の１０分の１に満たないものについてはこの限りでない。 ２．補助事業を中止、又は廃止する場合には、事前に区長の承認を受けること。 ３．補助事業が計画どおり実施できない場合又は補助事業の実施が困難となった場合には、速やかに区長に報告し、その指示を受けること。 ４．千葉市補助金等交付規則及びこの要綱を遵守すること。

(審査請求等について)

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第６号

年　　月　　日

緑区自主企画事業変更（中止・廃止）承認申請書

（あて先）千葉市緑区長

年　　月　　日付千葉市指令　第　　号により補助金の交付決定のあった事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、要綱第６条の規定により申請します。

（申　請　者） 団　体　名 住　　所 代表者職氏名（※）		（※）法人の場合及び法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
事業の内容	変 更 前	
	変 更 後	
変更・中止・廃止の理由		
変更・中止・廃止予定年月日		年　　月　　日
添　付　書　類		１．事業変更計画書 ２．変更計画に係る収支予算書 ３．その他区長が必要と認める書類

様式第７号

千葉市指令　　第　　号
年　　月　　日

様

千葉市緑区長

緑区自主企画事業変更（中止・廃止）承認通知書

年　　月　　日付けで申請のあった緑区自主企画事業変更（中止・廃止）承認について、次のとおり決定しましたので、通知します。

１　承認事項

（審査請求等について）
１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第７号の２

千葉市指令　　第　　号
年　　月　　日

様

千葉市緑区長

年　　月　　日付けで申請のあった緑区自主企画事業変更（中止・廃止）承認について、承認しないことと決定しましたので、通知します。

１　不承認の理由

（審査請求等について）
１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第８号

年　　月　　日

緑区自主企画事業補助金交付請求書

（あて先）千葉市緑区長

年　　月　　日付千葉市達　第　　号緑区自主企画事業補助金額確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第１６条第１項の規定により次のとおり請求します。

（申　請　者） 団　体　名 住　　所 代表者職氏名（※）	（※）法人の場合及び法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
補助金の確定額	円
事　　業　　名	
補助金の既交付額	年　　月　　日交付　　円
補助金の交付請求額	円
添　付　書　類	緑区自主企画事業補助金交付決定通知書の写し

様式第９号

年　　月　　日

緑区自主企画事業補助金一括（分割）事前交付請求書

（あて先）千葉市緑区長

年　　月　　日付千葉市指令　第　　号により交付決定のあった補助金の交付を次のとおり受けたいので、千葉市補助金等交付規則第１６条第２項の規定において準用する同条第１項の規定により請求します。

（申　請　者） 団　体　名 住　　所 代表者職氏名（※）	（※）法人の場合及び法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年　　月　　日交付　　円
事　　業　　名	
補助金の交付請求額	円
添　付　書　類	緑区自主企画事業補助金交付決定通知書の写し

様式第１０号

年　　月　　日

緑区自主企画事業実績報告書

（あて先）千葉市緑区長

年　　月　　日付千葉市指令　第　号により補助金の交付決定のあった事業の実績について、千葉市補助金等交付規則第１２条の規定により、次のとおり報告します。

（申　請　者） 団　体　名 住　　所 代表者職氏名（※）	（※）法人の場合及び法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
事業着手年月日	年　　月　　日
事業完了年月日	年　　月　　日
事　　業　　名	
補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年　　月　　日交付　　円
事業の経費精算額	円
添　付　書　類	１．事業報告書 ２．収支決算書 ３．その他区長が必要と認める書類

様式第１１号

緑区自主企画事業補助金額確定通知書

千葉市達　　第　　号
年　　月　　日

様

千葉市緑区長

　　年　　月　　日付緑区自主企画事業実績報告書により、　　年度緑区自主企画事業補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第１３条の規定により通知します。

補助金の交付決定額	円
事　　業　　名	
事業の経費精算額	円
補助金の確定額	円

（審査請求等について）

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第１２号

千葉市達　第　　号

様

緑区自主企画事業補助金交付決定取消書

年　　月　　日付千葉市指令　第　　号により通知した緑区自主企画事業補助金交付決定の（全部・一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第１７条第３項において準用する第６条の規定により通知します。

年　　月　　日

千葉市緑区長

補助金の交付決定額	円
事　　業　　名	
取　　消　　額	円
取消後の交付決定額	円
取り消しの理由	

（審査請求等について）

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第１３号

千葉市達　第　　号

様

緑区自主企画事業補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第１８条（第１項・第２項）の規定により、次のとおり返還を命じます。

年　　月　　日

千葉市緑区長

補助金の交付決定額	円
事　　業　　名	
補助金の既交付額	年　　月　　日交付　　円
補助金の交付確定額	円
返還すべき金額	円
返　還　期　限	年　　月　　日まで
返還を命ずる理由	
返　還　方　法	市が発行する納入通知書により返還すること。

（審査請求等について）

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。